

## 公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和5年12月22日

世田谷区

### 1 概要

#### (1) 件名

特別区民税過誤納金還付充当業務及び受電等業務委託

#### (2) 業務内容

##### ① 過誤納金還付充当に関する業務

- ・普通徴収、軽自動車税（種別割）、特別徴収における過誤納金還付充当処理に関する業務
- ・株式等譲渡所得割額及び配当割額控除、年金特別徴収における還付充当通知書の封入・封かんに関する業務
- ・還付請求書兼口座振替依頼書（全税目）の処理に関する業務

##### ② 受電業務

特別区民税・都民税、軽自動車税（種別割）に関する一般的な問合せ対応及びエスカラーション

##### ③ その他

- ・税証明書郵送申請に関する業務
- ・口座振替登録等に関する業務

なお、③の業務は、令和7年4月以降に段階的に開始する。詳細は、区と受託者で協議のうえ決定する。

#### (3) 履行期間

契約締結の日（令和6年4月上旬）から令和7年3月31日まで

本件契約業務は、令和7年4月以降も、令和9年3月31日までを限度として、本件プロポーザルにおいて選定された事業者と交渉のうえ、随意契約を締結する予定がある。

ただし、契約は各会計年度単位において締結するものとし、各年度の予算配当があること、及び、前年度までの履行状況が良好であることを条件とする。

なお、以下の点に留意すること。

- ・令和7年1月、現行の税務システムから税務標準準拠システムに移行予定であり、そのことに伴い業務内容の見直しが必要となる場合がある。
- ・世田谷区役所本庁舎等整備工事の進捗により、作業場所が変更となる場合がある。

### 2 参加資格要件

参加表明書提出時において、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際規格ISO/IEC 27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」認証を取得し、継続的に更新しているこ

と。なお、参加表明書提出にあたっては、要件を満たしていることが確認できる資料を提出すること。

- (2) 受託者は、以下の条件①又は②、かつ③を満たしていること。なお、参加表明書提出にあたっては、当該実績を有していることが確認できるもの（契約書の写し等）を提出すること。
- ① 平成30年度以降、人口20万人以上の他自治体で過誤納金還付充当業務の受託実績があること。
  - ② 平成30年度以降、人口20万人以上の他自治体でシステムデータ入力業務の受託実績があること。
  - ③ 平成30年度以降、人口20万人以上の他自治体で受電業務の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (4) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (7) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。

### 3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 基本方針について
- ・委託内容に関する基本方針について
  - ・スケジュールについて
- (2) 円滑な執行体制について
- ・人員体制（責任者の配置、配置人数、資格・経験等）
  - ・一時的に計画を上回る業務が発生した場合の対応
  - ・欠員等が生じた場合の対応
  - ・従事者の育成方法
  - ・障害、事故、災害等の一般的なリスクに対する対応
- (3) 業務設計・準備設計
- ・法改正への理解、業務への影響と対策
  - ・準備期間における人員配置

- ・打合せ等の頻度、進め方
  - ・業務マニュアルの作成方法
  - ・業務知識、システム運用の習熟、向上に向けた研修の実施
  - ・業務のテスト方法
  - ・個人情報保護に対する研修の実施
- (4) 運営業務・運営管理業務
- ・スケジュール管理
  - ・ミス防止のための取組み
  - ・ミス発生時の対応
- (5) リスク管理
- ・個人情報保護の考え方、管理体制
  - ・情報漏洩等が発生するリスクの想定とその対策
- (6) その他企画提案
- ・参考仕様書の記載内容や本事業の目的及び本区の特性に応じた独自の企画提案
  - ・参考仕様書に記載された項目以外の提案（ある場合のみ）
- (7) 類似業務の受託実績
- (8) 見積内容及び金額の妥当性

## 5 手続等

### (1) 担当課

世田谷区財務部納税課

計画調整担当 小野・高橋

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目22番35号

世田谷区役所第2庁舎1階

電話：03-5432-2196

FAX：03-5432-3012

※問い合わせは、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

### (2) 説明書（提案要求仕様書等）の交付期間、場所及び方法

#### ① 期間

令和5年12月22日（金）から令和6年1月12日（金）まで

（土日祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

#### ② 場所

5（1）に同じ。

#### ③ 方法

来庁又は電話問合せに対して、希望者に無償配布する。

以下、区のホームページからダウンロードすることも可。

[目次から探す](#)>[区政情報](#)>[契約・入札情報](#)>[発注情報](#)>[現在実施中のプロポーザル情報](#)>[くらし・手続き](#)

(3) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

① 期限

令和6年1月12日（金）午後5時（必着）

② 申込先

5（1）に同じ。

③ 方法

別途指定する様式に、事業者名、所在地、連絡先、部署名、担当者名及び参加資格事項を明記し、必要書類を添付のうえ、持参または郵送により提出すること。

郵送する場合は、期限内必着とする。未着や遅延は、理由を問わず提出を受け付けない。また、必ず「特定記録郵便」もしくは「書留郵便」とし、令和6年1月12日（金）午後5時までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

(4) 招請通知の発送

令和6年1月16日（火）に郵送及びメールで行う。

(5) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

① 期限

令和6年2月2日（金）午後5時（必着）

② 場所

5（1）に同じ。

③ 方法

持参又は郵送

郵送する場合は、期限内必着とする。未着や遅延は、理由を問わず提出を受け付けない。また、必ず「特定記録郵便」もしくは「書留郵便」とし、令和5年2月2日（金）午後5時までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口

5（1）に同じ

(6) 費用負担

参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる事業者の費用については、世田谷区では一切負担しない。

(7) 提出物の取り扱い

本選定の過程において事業者から提出された資料等については返却しない。

(8) 透明性・公平性の確保

透明性、公平性を確保する観点から、本案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の称号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）については、世田谷区情報公開条例（平成13年3月13日、世田谷区条例第6号）の規定に基づき第三者に開示する場合がある。

(9) 契約

事業者選定後、区と選定者の協議により最終的な仕様を決定し、後日契約する。

(10) 事業詳細

詳細は説明書による。

(11) 参加表明書や提案書等提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とする。

(12) 提出期限以降における参加表明及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

(13) 労働報酬下限額

区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には  
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の  
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価  
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の  
労働者

1時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係  
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435  
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



## 世田谷区公契約条例のその他の取組み

### 《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎4階46番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

### 《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

### 工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,731円	潜かん世話役	3,921円	型わく工	2,827円
普通作業員	2,370円	さく岩工	3,326円	大工	2,720円
軽作業員	1,658円	トンネル特殊工	3,188円	左官	2,986円
造園工	2,338円	トンネル作業員	2,689円	配管工	2,561円
法面工	2,986円	トンネル世話役	3,592円	はつり工	2,720円
とび工	2,965円	橋りょう特殊工	3,230円	防水工	3,220円
石工	2,901円	橋りょう塗装工	3,315円	板金工	3,092円
ブロック工	2,689円	橋りょう世話役	3,794円	サッシ工	2,837円
電工	2,837円	土木一般世話役	2,816円	内装工	2,975円
鉄筋工	2,986円	高級船員	3,241円	ガラス工	2,805円
鉄骨工	2,731円	普通船員	2,572円	ダクト工	2,529円
塗装工	3,220円	潜水土	4,505円	保温工	2,455円
溶接工	3,326円	潜水連絡員	3,220円	設備機械工	2,476円
運転手(特殊)	2,689円	潜水送気員	3,135円	交通誘導員A	1,743円
運転手(一般)	2,242円	山林砂防工	2,859円	交通誘導員B	1,509円
潜かん工	3,305円	軌道工	5,143円	上記以外の職種	1,330円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,365円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和5年12月21日告示によるものです。

適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。